

アイデア提案書

| | | | |
|---------|---|-------|-------------|
| 提案番号 | No.19-2 | | |
| 提出年月日 | 令和 元年10月31日 | 受付年月日 | 令和 元年10月31日 |
| 所属 | | | |
| 提案件名 | 現場代理人の有する権限の明確化について（会社印の押印の省略について） | | |
| 提案の要件 | <input type="checkbox"/> 市民サービスの向上に役立つもの <input checked="" type="checkbox"/> 事務能率が向上するもの <input type="checkbox"/> 経費の節減・収入の増加に資するもの <input type="checkbox"/> 行政事務運営の革新となるもの <input type="checkbox"/> 本市のイメージアップに係るもの <input type="checkbox"/> その他公益上有効であるもの | | |
| 関係部署 | 工事発注担当部署 | | |
| 現状及び問題点 | <p>市発注工事等において、備前市契約規則第60条第2項、工事請負契約書第10条第2項にて、「現場代理人は金額、工期、請負代金の請求・受領等を除き一切の権限を行使することができる。と明記があります。にも関わらず、工事書類等には会社名等を記入する書類については会社印を押印している実態があります。</p> <p>前述のとおり権限があるのであれば、工事書類等については、現場代理人の押印で問題なく、無駄な行為に余計な時間をかけていることとなります。</p> | | |
| 提案の内容 | <p>目的としては、事務効率化であり、適切な時期に迅速に工事書類を収受するものです。</p> <p>提案を実施するためには、契約監理課等にて業者に一斉周知を図る。また、工事担当者においても指導を行っていく。</p> | | |
| 期待される効果 | <p>工事書類等について、今まで会社印を押印するのに時間がかかっていたものがなくなるため、書類の提出が早くなる。</p> <p>現場代理人の権限を明確化(改めて周知)することで、現場代理人の責任感を成熟させる。</p> | | |
| 担当課意見 | <p>岡山県及び近隣市町へ現状を確認したところ、本市と同じ扱いをしていました。</p> <p>その中で、岡山県技術管理課としては、契約書類については会社印を押印することが適正であるが、工事書類については、現場代理人の押印で問題はないとの意見をいただいております。</p> <p>備前市として、工事書類については現場代理人の押印で提出いただいても良いことを周知したいと思います。</p> | | |

| | |
|--|---|
| | 現実的には、市内業者のような小規模業者が会社印を押印するのに時間を要しているとは思えないので、今までどおり会社印を押すことも認めます。 |
|--|---|

提案事項審査報告書
(アイデア提案用)

| | | | |
|------------------|----|----|----|
| 提案番号 No.19-02 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|------------------|----|----|----|

| |
|-----------------------------|
| 提案件名 現場代理人の有する権限の明確化について |
|-----------------------------|

| 問題意識 | 創造性 | 有効性 | 効率性 | 費用対効果 | 具体性 | 実現性 | 合計 (総合評定) |
|------|------|------|------|-------|------|------|--------------|
| 3.4点 | 2.4点 | 3.1点 | 3.3点 | 3.0点 | 3.2点 | 3.6点 | 22.0点 |

優秀賞に至らず

【意見】

- ・「現場代理人は金額、工期、請負代金の請求・受領等を除き一切の権限を行使することができる」との文言については、市が債務を負うようなケースについては市が現場代理人の権限として認める(市が現場代理人の署名押印でも債務を負うことを認める)という趣旨と考えられます。
- ・他方で、業者側が債務を負うような文書については、市の規則でどのような記載があったとしても、法律上業者に代理行為の効果を及ぼすことのできる者(会社の代表者や支配人など)であるか、特定の事項について委任を受けているかどうかが問題であり、市の規則で上記のような規定があるからといって、現場代理人の行為の効果が直ちに業者に及ぶとは限りません。
- ・したがって、工事書類一律に現場代理人の権限としていいかどうかには疑問があり、市の債務に関わる書類、双方の権利義務には関係のない書類のみを現場代理人の権限とすることが適当であると考えますので、採用の際にはどのような書類を対象とするかの吟味が必要となるかと思えます。
- ・市外業者についての取り扱いは、契約監理係と協議して改善できるのであれば行ってよいと思われる。
- ・法的に問題がなければ、シンプルな仕組みを作り、運営する方がよいと考える。
- ・法令等に問題が無いのであれば、実施すれば良いと思えます。
- ・逆に他の自治体が今まで実施していない理由が何なのかが気になります。
- ・担当課のコメント通り、実現は比較的簡単と見受けられますが、本提案書を見る限り効率や費用対効果がどの程度あるのかが分かりにくい。
- ・実現は容易だと思います。ただ、どれほどの効果があるかはあまりわかりません。
- ・期待される効果として記入されている内容が過大すぎる。業者への通知だけで実現可能とは思えない。インセンティブがなければ、動かないのではないかと。ただし、試す価値はあると思う。